

令和3年 第8回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和3年8月10日（火）午前9時30分～
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（12名）	1番 須田貴志 2番 佐藤 直 3番 須藤孝子 4番 巴 朋之 5番 齋藤勝義 6番 齋藤文男 7番 佐藤久美子 8番 齋藤久江 9番 森 榮一 10番 加藤朋光 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊
5. 欠席した委員（0名）	
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	2番 佐藤 直 3番 須藤孝子
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則 副主幹班長 小森俊英 主任 舘岡里海
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・ ・ ・【2件】
報告第15号	農地の転用事実に関する照会について ・ ・ ・【3件】
議案第27号	農地法第4条の規定による使用目的変更の件について ・ ・ ・【2件】

- 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について . . . 【 4 件】
- 議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について . . . 【 8 件】
- ◆事務局長 ただ今より、令和 3 年第 8 回農業委員会総会を開催します。
(開会 午前 9 時 30 分)
- 【 会長挨拶 】
- ◆事務局長 にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、会長が議長となり議事を進行します。
- ◇議長 欠席者を報告します。本日は、欠席の届け出はありませんでした。よって本日の会議は成立しました。
- ◇議長 日程第 1 議事録署名委員の指名
2 番 佐藤直委員 3 番 須藤孝子委員の両名にお願いいたします。
- ◇議長 日程第 2 会議書記の指名
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長 日程第 3 会期の決定
会期は本日 1 日限りいたします。
- ◇議長 日程第 4 諸般の報告
7 月 17 日、由利本荘市の秋田総合家畜市場で、第 22 回由利畜産共進会が開催され私が出席しました。
- ◇議長 日程第 5 議案審議
報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 (合意解約)について上程します。
- ◆事務局長 報告第 14 号－1 は、貸渡人が秋田しんせい農協転貸で賃貸借契約をするために合意解約するものです。
報告第 14 号－2 は、耕作が困難な土地であるため合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第14号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、報告第15号 農地の転用事実に関する照会について上程します。

◆事務局長

報告第15号－1から3については、秋田地方法務局本荘支局から、農地の転用事実に関する照会があったものです。

報告第15号－1については、場所は平沢字坪貝地内の国道7号沿線にある[]の南西側の隣接地です。土地の表示は『にかほ市平沢字坪貝』地内の地目が『田』の5筆で、面積はあわせて1,213㎡です。

当該地は、平成6年7月に[]の資材置場用地として転用許可を受けておりますが、現況は農地か非農地か判断のつきにくい状態でした。そのため、遠藤豊委員と事務局職員が確認し総合的に判断した結果、非農地と認め、転用許可の有無と併せてその旨を回答しています。

次に、報告第15号－2については、場所は象潟地区川袋集落の西側海岸端集落から南東方向に300mほど離れた国道7号沿線です。土地の表示は『にかほ市象潟町川袋字上ノ山』地内の地目が『田』の2筆で、面積はあわせて1,090㎡です。

当該地は、昭和59年3月に[]の駐車場用地として転用許可を受けておりますが、現況は、雑草等が繁茂し原野状態です。転用許可の有無と併せてその旨を回答しています。

次に、報告第15号－3については、場所は道の駅象潟ねむの丘南側にある[]ガソリンスタンドと国道7号を挟んだ向かい側にある住宅街の南端です。土地の表示は『にかほ市象潟町字大門先[]』の地目が『田』で、面積は76㎡です。

当該地は、平成17年12月に個人農家の農機具格納庫用地として転用許可を受けており、実際に農機具格納庫が建築されておりますので、転用許可の有無と併せてその旨を回答しています。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第15号については異議なしと認め、同意することに決

◆事務局長

定します。

次に、議案第27号 農地法第4条の規定による使用目的変更の件について上程します。これは、議案第28号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件と一部関連がありますので、2つの議案をあわせて上程します。

まず、議案第27号-1については、先月の総会で上程された『にかほ農業振興地域整備計画変更案』において審議された農地の転用許可申請です。場所は、象潟地域の観音森地区であり、大須郷集落の東端から東方向へ約2kmの山林地帯の集落内です。土地の表示は『にかほ市象潟町小砂川字観音森■■■■』の地目が『畑』で面積は27,343㎡です。かつては採草放牧地でしたが長年休耕地になっており、現況は保全管理農地と判断しています。

申請の目的は、植林用地として林地転用するものです。事業計画書に記載のとおり、当該地は山林地帯の集落内にある農地で、山林や原野に囲まれた休耕地です。今後も農地としての活用は困難であるため、将来的に木材として販売する目的で植林します。

農地区分は第2種農地と判断しており、周辺に当該地以外に目的を達成できる土地がないことから、許可できるものと判断しています。なお、須田貴志委員及び由利地域振興局職員と現地を確認しております。

次の議案第27号-2は、議案第28号-1から3と申請者が同一であり、申請事由も関連しますので一括して説明します。

場所は、三森地区の■■■■と、その西側の市道を挟んだ向かい側です。

申請の目的は住宅の建築で、自己所有農地に隣接する農地を買い受け、その自己所有農地と一体的に住宅用地として転用するものです。

議案第27号-2は農地法第4条の規定による自己所有農地の宅地転用であり、議案第28号-1から3は農地法第5条の規定による隣接農地の宅地転用です。

当該地の所在は、議案第27号-2の申請地が『にかほ市三森字沖田■■■■』の地目が『田』で面積は35㎡です。また、議案第28号-1から3の申請地は『にかほ市三森字沖田■■■■』ほか2筆の地目が『田』で、面積はあわせて192㎡です。現況は、雑草が繁茂するなど原野状態にあり、保全管理農地と判断しています。

自己の住宅1棟の建築ですが、自宅周辺で条件に見合った土

地が見つからなかったため、自宅から0.7kmほど離れた自己所有農地を起点として、隣接している農地の所有者から買い受けの承諾を得ることができたため申請するものです。

農地区分は、一部は第3種農地、それ以外は第2種農地と判断しています。第2種農地については、周辺のほかの土地で当該目的を達成できないことから、許可できるものと判断しています。なお、遠藤豊委員及び由利地域振興局職員と現地を確認しております。

次に、議案第28号-4は、先月の総会で上程された『にかほ農業振興地域整備計画変更案』において審議された農地の転用許可申請であり、場所は、平沢字堺田地内にある[]の南側です。土地の表示は『にかほ市平沢字草際[]』の地目が『田』で面積は338.5㎡です。現況は、雑草が繁茂するなど原野状態にあり、保全管理農地と判断しています。

申請の目的は、[]の会社敷地内への搬入通路として利用するためです。会社の東側にある既存の入口が、正面の市道の改修工事の影響で勾配がきつくなったことに加え、近年車両の大型化により敷地内への搬入が難しくなったことから、会社の南側に、大型車両等の搬入ができる新たな入口と搬入通路を整備するものです。

農地区分は第1種農地であり、農地転用は原則不許可ですが、当該地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外として認められます。なお、遠藤豊委員及び由利地域振興局職員と、現地を確認しております。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第27号-1から2及び議案第28号-1から4について、許可することに決定します。

次に、議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の設定の計画が合わせて8件あり、うち賃借権の新規設定が5件、再設定が1件のほか、使用貸借権の設定が2件で、総面積は30,647㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基

盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

議案第29号-1は、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第29号-2は、賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第29号-3から5は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第29号-6及び7は、いずれも使用貸借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第29号-8は、解除条件付き賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第29号-1から8について、原案どおり承認することに決定します。

これをもって総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午前9時52分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和3年8月10日

議事録署名委員

総会議長 会長

委 員 2 番

委 員 3 番